

平成30年第2回上毛町議会定例会会議録 (1日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

平成30年6月5日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 岩花寛之 2番 田中唯登志 3番 廣崎誠治 4番 荒牧弘敏
5番 高畑広視 6番 宮崎昌宗 7番 峯 新一 8番 三田敏和
9番 大山 晃 10番 茂呂孝志 11番 宮本理一郎 12番 安元慶彦

欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 川口 彰・ 教育長 道免 隆・ 会計管理者 福田正晴
総務課長 岡崎 浩・ 企画情報課長 堀 綾一・ 開発交流推進課長 永野英憲
税務課長 堀田京介・ 住民課長 垂水勇治・ 長寿福祉課長 佐矢野 靖
子ども未来課長 垂水英治・ 産業振興課長 円入忠義・ 建設課長 尾崎幸光
教務課長 村上英之・ 総務係長 宮吉保男

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 宮秋伸一
議会事務局係長 岩井英樹

○議事日程

平成30年第2回定例会議事日程（1日目）

平成30年6月5日 午前10時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 同意第 1号 上毛町固定資産評価員の選任について
- 日程第 5 同意第 2号 上毛町農業委員会委員の任命について
- 日程第 6 報告第 3号 平成29年度上毛町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 7 報告第 4号 平成29事業年度上毛町土地開発公社の事業報告及び決算について
- 日程第 8 報告第 5号 しんよしとみ街づくり有限会社の平成29事業年度の決算及び平成30事業年度の事業計画について
- 日程第 9 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（上毛町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第10 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第11 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度上毛町一般会計補正予算（第11号））
- 日程第12 議案第32号 上毛町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第33号 上毛町大池公園ふれあい交流施設「大平楽」条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第34号 上毛町農林水産事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第35号 上毛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第36号 上毛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第37号 平成30年度上毛町一般会計補正予算（第1号）

- 日程第18 議案第38号 平成30年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第19 議案第39号 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の
減少及び福岡県自治会館管理組合規約の変更について
- 日程第20 議案第40号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更
について
- 日程第21 議案第41号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○委員会付託

総務、産業・建設常任委員会

- 議案第32号 上毛町税条例等の一部を改正する条例について
- 議案第33号 上毛町大池公園ふれあい交流施設「大平楽」条例の一部を改正する条例について
- 議案第34号 上毛町農林水産事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第39号 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合規約の変更について
- 議案第40号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について

文教・厚生常任委員会

- 議案第35号 上毛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第36号 上毛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第38号 平成30年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第41号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

予算決算常任委員会

- 議案第37号 平成30年度上毛町一般会計補正予算（第1号）

○ 会 議 の 経 過 （初日）

開会 午前10時00分

○議長（安元慶彦君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いいたします。

一礼して着席願います。礼。

ただいまから平成30年第2回上毛町議会定例会を開催します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に運営資料を配付しておりますので、ごらんください。

○議長（安元慶彦君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、11番宮本議員、1番岩花議員を指名します。

○議長（安元慶彦君）日程第2、会期の決定を議題とします。

今期定例会の運営について議会運営委員会委員長に審議をお願いしたところ、6月1日に委員会を開催していただき、定例会の会期を本日から15日までの11日間とする内容の答申をいただきました。

お諮りします。今期定例会の会期は、議会運営委員長の答申のとおり、本日から15日までの11日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から15日までの11日間とすることに決定しました。

○議長（安元慶彦君）日程第3、諸般の報告を行います。

今期定例会に提出される予定の議案は、町長から同意2件、報告3件、専決3件、条例案5件、予算案2件、その他3件の計18議案であります。

次に、本定例会の会期日程を申し上げます。お手元に配付の運営資料1ページをごらんください。

本日の会議では、町長提出案件の議案を一括上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑を行います。同意第1号、第2号、報告第3号から第5号の3件と議案第29号から第31号の3件は、本日受理、審議、採決を行い、残りの10案は後でお諮りし、

所管の常任委員会に審査を付託する予定です。

ここで皆様をお願いいたしますが、本日、審議、採決を予定している議案に対する質疑は、議案内容の説明の際に行っていただきますよう御協力をお願いいたします。

6月8日、9日に本会議を開催し、一般質問を行う予定ですが、8日に一般質問が全部終了すれば、9日は休会とします。

6月12日に文教・厚生常任委員会、総務、産業・建設常任委員会、予算決算常任委員会を開催いたしたいと思っております。6月15日に本会議を開催し、各常任委員長から委員会付託案件の審査状況の報告を受け、討論、採決を行います。

ただいま報告しました議会の運営事項については、議会運営委員会に諮問し、決定を受けておりますので報告いたします。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長並びに教育長に出席の要求をいたしましたところ、お手元に配付の名簿のとおり、説明員の出席報告がありましたので、これを許可し、出席いただいております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（安元慶彦君）これから議案の上程を行います。なお、議案の上程に際し、議案名の朗読は省略いたします。

日程第4同意第1号、日程第5同意第2号、日程第6報告第3号、日程第7報告第4号、日程第8報告第5号、日程第9議案第29号、日程第10議案第30号、日程第11議案第31号、日程第12議案第32号、日程第13議案第33号、日程第14議案第34号、日程第15議案第35号、日程第16議案第36号、日程第17議案第37号、日程第18議案第38号、日程第19議案第39号、日程第20議案第40号、日程第21議案第41号、以上18件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（坪根秀介君）おはようございます。

本日ここに、平成30年第2回上毛町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用の中、万障お繰り合わせの上、御参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、地方財政の借り入れ残高は平成28年度末で198兆円と、近年の地方税収

等の落ち込みや財源不足の補填、景気対策のための地方債の増発等により極めて高い水準にあり、今後もその償還額の負担が高水準で続くため、将来の財政運営が圧迫されることが強く懸念されています。また、平成28年度の全国市町村の経常収支比率は、前年度と比べて2.5ポイント上昇し、依然として弾力性に乏しい財政状況が続いております。

また、本町の普通交付税の状況につきましては、御承知のとおり、平成18年度から平成27年度までの10年間の合併算定がえ期間が終了し、平成28年度からその縮減措置の適用が始まり、平成33年度から上毛町本来の普通交付税となります。合併以降、合併算定がえによる増加額は、平成25年度の4億8,600万円を最高額に、平成29年度では1億5,000万円まで年々縮小しており、貴重な財源である普通交付税が現状より少なくなることが本町の財政運営に多大な影響をもたらすことは確実であります。このため、新規町債の発行抑制、町債の任意繰り上げ償還等の行財政改革に取り組み、行政サービスの水準を維持、向上させるためのさまざまな備えを行うとともに、ふるさと納税の拡充や基金の債券運用と、自主財源の確保に努めてまいりました。

国の経済財政諮問会議において、地方の基金のあり方について指摘等なされていますが、本町の標準財政規模に対する基金残高の水準は全国でもトップクラスであり、将来のための備えに万全を期していると言えます。

こうした流れの中、平成30年度は第2次総合計画に基づく施策のスタートの年であり、さまざまな問題解決のためには、この10年間に上毛町の未来がかかっていると言っても過言ではありません。町としては、子育て支援のさらなる充実を図り、定住対策を推進するなど、町の将来を見据えた持続可能なまちづくり、成長と分配の好循環をさまざまな角度から検証し、構築していかなければならないと考えているところでありますが、私たち行政も、親方日の丸の時代から地方創生へ、民間と同様に知恵を絞り、稼ぐ時代に突入しています。歴史を学び、可能な限り調査・研究し、未来を予測した上で少子高齢化を支える働く世代の所得増、町の将来人口増を考え、持続可能な循環型社会を実現していかなければなりません。希望的観測ではなく、百聞は一見にしかず、確かな裏づけのもとに期待できる施策展開を図ってまいります。

先進地を学びスタートしたふるさと納税は12億円を超え、さらなる高みを目指しています。本町のチュラロンコーン大学附属小学校との交流は、タイ王国とさまざま

な交流を実施している北九州市の北橋市長からも、先般、大連でのトップフォーラムにおいて大きな評価をいただいたところです。たった一つの本物、ほんの小さな成功が二つ、三つ広がることで、多くの町民にとって誇れる町としての愛着にもつながってくると思いますし、これから移住定住を考える人にとっても好材料となるはずです。どうか議員各位の御理解、御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、これより提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提出しております案件は、同意案件2件、報告案件3件、専決処分3件、条例改正5件、補正予算2件、その他3件の計18案件であります。

順次、御説明をいたします。

同意第1号、上毛町固定資産評価員の選任について。固定資産を適正に評価するための固定資産評価委員として、税務課長堀田京介君を選任いたしたいので、同意をお願いするものであります。

同意第2号、上毛町農業委員会委員の任命について。農業委員会委員の任期が7月19日で満了することに伴い、地域の農業者や農業団体等からの推薦、公募による新しい制度下での農業委員会委員に14名の方々を任命いたしたく、議会の同意を求めらるものであります。ちなみに、先般5月11日に選考委員会を開催いたしております。

報告第3号、平成29年度上毛町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。平成29年度において御可決いただきました担い手確保・経営強化支援事業の繰り越し事業について、事業の繰り越し額が決定いたしましたので、ここに報告するものであります。

報告第4号、平成29事業年度上毛町土地開発公社の事業報告及び決算について。平成29事業年度の土地開発公社の事業内容につきましては、決算上は前年度同様、一般管理費のみの執行となった決算であります。町との協議により、町が事業主体となり、成恒地区の工業団地化を進めている状況です。先般、5月21日の公社役員会におきまして、決算等の御承認をいただきましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に報告するものであります。

報告第5号、しんよしとみ街づくり有限会社の平成29事業年度の決算及び平成30事業年度の事業計画について。道の駅につきましては、ふるさと納税やピッツェリア・フィエロの好調に支えられ、29事業年度においては、5年ぶりの約1,130万円の黒字決算となりました。ふるさと納税の取り扱い事業者としては、1,500万円を

超える利益を計上し、フィエロも200万円の収益を計上しておりますが、物産館本体は収益改善とはなっておりません。プラスの要素はさらに伸ばせるよう努力し、物産館もさまざまな手だてを講じて、さらなる経営改善を図り、お客様、出荷者から愛される道の駅を目指すとともに、収益の向上に努めてまいり所存であります。先般、5月29日のしんよしみ街づくり有限会社通常総会におきまして、決算等を御承認いただきましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に報告するものであります。

議案第29号、専決処分の承認を求めることについて。上毛町税条例の一部を改正する条例であります。今回の改正は、主として再生エネルギーの関係で、わがまち特例の割合を定める規定の整備と、土地の負担調整措置の適用期限の延長による規定の整備、及び法人町民税に係る納期限延長の場合の延滞金に係る規定などについて一部改正を行うものであり、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴いまして、本町の税条例の一部を改正する条例を3月31日付で専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものであります。

議案第30号、専決処分の承認を求めることについて。上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。今回の一部改正は、課税限度額の引き上げと軽減判定の算定方法のうち、2割、5割軽減の基準額の見直し改正により一部改正を行うものであり、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴いまして、本町の国保税条例の一部を改正する条例を3月31日付で専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものであります。

議案第31号、専決処分の承認を求めることについて。平成29年度上毛町一般会計補正予算（第11号）であります。平成29年度上毛町一般会計補正予算（第11号）により、ふるさと応援基金と公共施設整備基金、それぞれへの積み立てに要する経費などを3月31日付で専決処分したので、地方自治法第179条第1項及び第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案第32号、上毛町税条例等の一部を改正する条例についてであります。地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴いまして、地方たばこ税の税率引き上げ、加熱式たばこ課税方式の見直し、給与所得控除、公的年金等の控除の見直しに伴う非課税保険の見直し及び基礎控除、調整控除に所要要件を創設する規定に基づく所要の改正を行うため、地方自治法第96条第1項第1号の

規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第33号、上毛町大池公園ふれあい交流施設「大平楽」条例の一部を改正する条例についてであります。大池公園ふれあい交流施設を構成する施設を変更することに伴い所要の改正を行うもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第34号、上毛町農林水産事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてであります。農村環境整備事業の実施に伴い、別表を一部改正するものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第35号、上毛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。国の定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されることに伴い所要の改正を行うもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第36号、上毛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。国の定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い所要の改正を行うもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第37号、平成30年度上毛町一般会計補正予算（第1号）であります。今回の補正額は6,823万4,000円で、歳入歳出予算総額62億1,123万4,000円とするものであります。

歳出全般では、職員の人事異動等に伴う人件費等の組みかえを行っております。

その他、主なものとして、総務費では、財産管理費において、今後の修繕見込みで庁舎等の修繕費、企画費では、コモンパーク上毛彩葉のフェンス設置工事費及び宝くじ助成の交付決定によるコミュニティー助成事業補助金を、開発交流推進費では、大池公園開発事業に伴い、西側遠路とたまり場の実施設計委託料を計上するものであります。

民生費では、老人福祉費で、人事異動に伴う後期高齢者医療特別会計繰出金を国民年金事務取扱費でシステム改修業務委託料を、児童福祉費では、放課後児童クラブ移送委託料の不足見込み額を計上しています。

農林水産業費では、農地費において、度畑池の改修に伴う測量設計委託料と工事請負費等を計上するものであります。

消防費では、消防団員退職報償金10名分と補助金採択が確定いたしましたので、公衆無線LAN整備業務委託料を計上するものであります。

教育費では、新たに国際交流員の配置が決定いたしましたので、その受け入れに係る経費と、文化財保護費において山国川堤防改修に伴う試掘に係る借上料と、国際交流において参加者増加に伴う海外体験学習授業の委託費を計上するものであります。

今回の補正財源といたしましては、特定財源の国庫支出金では、無線システム普及支援事業費等補助金や子ども・子育て支援交付金、国民年金事務委託金で670万5,000円、県支出金で、子ども・子育て支援交付金や農村環境整備事業費補助金等々で合わせまして、485万8,000円を計上、繰入金で、ふるさと応援基金を300万円計上し、公衆無線LAN整備事業に充当し、諸収入として消防隊員退職報償金、自治総合センター助成金等と合わせまして、721万円。地方債では、合併特例債2,300万円を計上いたしております。

一般財源として、普通交付税で2,237万5,000円を充当いたしております。

議案第38号、平成30年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）ですが、今回の補正額は355万7,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を1億3,800万4,000円とするものであります。4月の職員人事異動に伴う補正であります。

議案第39号、福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合規約の変更について、議案第40号、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について、及び議案第41号、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。平成30年10月1日に那珂川町が那珂川市となることに伴い、各組合規約及び広域連合規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、概略を御説明申し上げましたが、いずれも重要な案件でございますので、慎重に御審議をいただき、御承認、御可決くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（安元慶彦君） 町長の提案理由の説明が終わりました。

これから提案理由に対する総括質疑を行います。前にも述べましたが、本日審議する案件に対する質疑は、議案内容の説明の際に行っていただくよう御協力をお願いいたします。

総括質疑はありますか。

廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）一般会計の補正予算ですが、3月に当初予算を審議したばかりなのに、企画費のコモンパーク上毛彩葉のフェンス設置工事費、大池公園の開発の設計監理委託料、これについては緊急性があるのかどうか。

○議長（安元慶彦君）総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）この分は予算決算常任委員会で、議員も委員でおられますので、その際にじっくり御説明はいたしますが、当然、緊急性、さまざまな部分を考慮して、今回、補正予算に計上させていただいているというふうに御理解いただきたいと思います。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで質疑を終了します。

○議長（安元慶彦君）これから、本日採決する議案の審議を行います。

日程第4、同意第1号、上毛町固定資産評価員の選任についてを議題とします。

税務課長、退席を願います。

（税務課長 退席）

○総務課長（岡崎 浩君）同意第1号、上毛町固定資産評価員の選任についてを御説明いたします。

同意第1号、上毛町固定資産評価員の選任についてでございますが、朗読により説明にかえさせていただきます。

上毛町固定資産評価委員の選任について。上毛町固定資産評価員に次の者を選任する。平成30年6月1日提出。上毛町長、坪根秀介。

氏名、堀田京介。生年月日、昭和〇〇年〇〇月〇日生まれ。住所、上毛町大字〇〇〇〇番地。

理由でございますが、上毛町固定資産評価員として選任することについて、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（安元慶彦君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(安元慶彦君) 全会一致。よって、同意第1号、上毛町固定資産評価員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

○議長(安元慶彦君) 日程第5、同意第2号、上毛町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(岡崎 浩君) 同意第2号、上毛町農業委員会委員の任命についてでございます。朗読により説明にかえさせていただきます。

同意第2号、上毛町農業委員会委員の任命について。上毛町農業委員会委員に次の者を任命する。平成30年6月5日提出、上毛町長、坪根秀介。

任命する者、別紙ということで、次のページに14名の方々の名簿をおつけいたしておりますので、ごらんいただければと思います。

理由でございますが、上毛町農業委員会委員として任命することについて、農業委員等に関する法律第8条第1項に規定により議会の同意を求めるものでございます。

先般、5月23日の全員協議会でも経過を含めて御説明いたしましたが、今回、選出方法が変わっての選任となります。任期は平成30年7月20日から平成33年7

月19日までの3年となっております。

以上でございます。

○議長（安元慶彦君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）これは応募が一人多かったと聞いていますが、多かった一人の方について、推進委員に任命しているんですか。答えられるなら教えてください。

○議長（安元慶彦君）産業振興課長。

○産業振興課長（円入忠義君）農業委員が決定してから、第1回の農業委員会で推進員を決定するというところでございますので、まだ決定はしておりません。

○議長（安元慶彦君）廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）入れる予定はあるのかどうか。

○議長（安元慶彦君）産業振興課長。

○産業振興課長（円入忠義君）農業委員会で十分検討していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全会一致。よって、同意第2号、上毛町農業委員会委員の任命に

については、原案のとおり同意することに決しました。

○議長（安元慶彦君） 日程第6、報告第3号、平成29年度上毛町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君） では、報告第3号について御報告申し上げます。

平成29年度上毛町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成29年度上毛町一般会計繰越明許費繰越計算書について次のとおり報告するものでございます。

繰越計算書の表を掲げておりますが、農林水産業費の担い手確保・経営強化支援事業で757万5,000円を29年度から30年度に繰り越すものでございます。平成30年6月5日提出、上毛町長、坪根秀介。

以上でございます。

○議長（安元慶彦君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

以上で本件の報告を終わります。

○議長（安元慶彦君） 日程第7、報告第4号、平成29事業年度上毛町土地開発公社の事業報告及び決算についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（永野英憲君） それでは、報告第4号につきまして御説明をさせていただきます。

報告第47号、平成29事業年度上毛町土地開発公社の事業報告及び決算について。平成29事業年度上毛町土地開発公社の事業報告及び決算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告する。平成30年6月5日提出、上

毛町長、坪根秀介。

それでは、報告書の1ページをお開きください。

まず事業の概要でございますが、概略を申し上げます。平成29年度の日本経済を見ると、アベノミクスの推進により、個人消費や民間設備投資が持ち直すなど、民需が改善し、経済の好循環が実現しつつある。福岡県においても、平成29年の工場立地件数及び面積は前年を上回り、今後も企業誘致の推進に努めるとされている。

本公社においても、突発的な民間企業の立地案件に対応するため、工場用地の先行取得、造成の必要性を認識し、町との協議により、平成29年度に成恒地区の工業団地化に向け検討を行うことを決定し、町が事業主体となり用地取得を行う方針を導き出した。今後においても企業の生産、設備投資の状況等を注視しながら、成恒地区以外の工場用地候補地の調査及び検討を行い、町と連携しながら本町への企業誘致の実現に向け対応を行っていくこととした。以上が事業の概要でございます。

次に、理事会の議決事項等ということでお示ししておりますように、3回の理事会を開催いたしております。

次に、2ページ、3ページをお願いいたします。

そのページにつきましては、現在の公社の役員名簿、それから、役員の交代に伴う登記事項ということでお示ししております。

次に、4ページをお願いいたします。収入、支出、決算でございます。

まず収入でございますが、収入済み額で御報告をいたします。

1款1項1目基本財産果実1,256円、2項1目預金利子1円、3項1目補助金17万5,440円で、1款事業外収入の合計17万6,697円、2款1項1目繰越金で1万1,491円、収入合計18万8,188円となっております。

次に、支出でございます。5ページをお願いいたします。

支出済み額で御報告をいたします。

1款1項1目費用弁償10万8,000円、2目旅費1万7,440円、5目公租公課費5万円、1款管理費の合計17万5,440円。2款事業支出、3款予備費につきましては支出がなく、支出合計17万5,440円となっております。

平成29事業年度の剰余金の処分につきましては、9ページをごらんください。

当年度末利益剰余金1万2,748円につきましては、次期繰越準備金として処分を

させていただきます。

次に、戻りまして6ページをお願いいたします。

財務諸表といたしまして、まず貸借対照表でございます。資産合計及び負債、資本合計、それぞれ501万2,748円となっております。

次に、7ページでございます。

損益計算書といたしまして、当期利益金は1,257円となっております。

次に、8ページをお願いいたします。

キャッシュフロー計算書といたしまして、現金及び現金同等物期末残高につきましては501万2,748円となっております。

次に、10ページをお願いいたします。

財産目録でございます。平成30年3月31日現在の正味財産は501万2,748円となっております。

11ページから15ページに附属明細書といたしまして、資産、負債及び資本の区分、それから収益及び費用の区分、販売費及び一般管理費用、それから、16ページに監査意見書を添付させていただきます。

以上が報告第4号、平成29事業年度上毛町土地開発公社の事業報告及び決算についてということで御説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（安元慶彦君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）5ページ、2款1項1目旅費ですが、当初予算5万8,000円に対して、支出済み額がゼロです。全額不用額に処した理由をお聞かせください。

○議長（安元慶彦君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（永野英憲君）29年度につきましては事業支出がなかったということでございます。予算には計上させていただいておりましたが、それに伴う支出の必要がなかったということで、ゼロということでございます。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

峯議員。

○7番（峯 新一君）決算書、計画書、いろいろ毎年見せてもらって、ここ何年も変わ

ってないのは現実だと思うんです。1ページに、30年1月25日に工業団地候補地の選定についてという会議をしています。おおむねその時点で何カ所か出たんでしょいか。

○議長（安元慶彦君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（永野英憲君）その時点で、先ほども事業概要の中で御説明させていただきましたが、一応何候補地かの中で、成恒地区に工場用地を求めようということで意見をいただいております。

○議長（安元慶彦君）峯議員。

○7番（峯 新一君）実際、ほかの地域と比べて、上毛町はもっともっと積極的に動いてもいいんじゃないかと。予算を上げて出た金額は人件費で終わっているような、そういう土地開発公社の流れの中で、やはりいち早く動くべきじゃないかなというのが私の考えです。正直言って、このままいったら、決めるまでにまだ3年、5年。それじゃあちょっと遅過ぎるんじゃないか。もっといい土地を開発しながら、もっと住民なり、いろいろな人の意見を聞きながら、いち早く候補地を見つけ、造成にかかってもいいんじゃないかという思いがするんですけど、そこら辺はどうでしょう。

○議長（安元慶彦君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（永野英憲君）これにつきましても、先ほどの事業概要の最後になるかと思うんですが、今後についてもそういう候補地等を調査また検討させていただきながらその準備をするということになっております。あと、工場用地を取得する事業主体としては、まず考えられるのが土地開発公社、それから町もできますので、今、峯議員が言われた機動力、どちらが早くできるのかというようなところも検討の中に加えて、今後、そういう用地を求めていきたいと思っております。

○議長（安元慶彦君）峯議員。

○7番（峯 新一君）要望ですけど、大手企業を呼ぶのはこれから先、社会全体の流れからしてちょっと難しい。逆に言えば、大池公園周辺の開発とか、そういうのをかいま見て、商用地、法人関係で学校、病院、そこもやはり模索して、地図と照らし合わせながら、交通の便、いろんな面を考えて、もっともっと違う方面に目を向けた開発をするべきじゃないかなと思いますけど、どうでしょう。

○議長（安元慶彦君）これは、町長、どうですか。

町長。

○町長（坪根秀介君）ただいまの議員の御指摘のような総合的な開発ということで、トップセールスのほうで、今、回っているところでございますし、相手のあることでもありますので、この土地というふうに決めるわけにもいきません。その辺は十分先方としっかり詰めて、今、話をしているところでございますので、あとは相手がどう判断するかということに尽きるだろうと思っています。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで質疑を終了します。

以上で本件の報告を終わります。

○議長（安元慶彦君）日程第8、報告第5号、しんよしとみ街づくり有限会社の平成29事業年度の決算及び平成30事業年度の事業計画についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

企画情報課長。

○企画情報課長（堀 綾一君）それでは、報告第5号について説明させていただきます。

報告第5号、しんよしとみ街づくり有限会社の平成29事業年度の決算及び平成30事業年度の事業計画について。

しんよしとみ街づくり有限会社の平成29事業年度の決算及び平成30事業年度の事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告する。平成30年6月5日提出、上毛町長、坪根秀介。

内容につきましては、5月29日に開催されましたしんよしとみ街づくり有限会社の総会において承認された資料に基づき報告させていただきます。

まず、29事業年度の道の駅しんよしとみの売り上げ実績でございますが、2億6,714万4,919円で、前事業年度より1億3,261万741円の増額となっております。これは、ふるさと納税事業を中心とするピッツェリア・フィエロの売り上げの増によるものでございます。しかしながら、売り上げについてはまだまだ伸ばせる要素がございます。今後の対策が必要な状況にあると思われま。

それでは、決算報告書の1ページをお開きください。

貸借対照表でございます。資産の部でございますが、現金、預金など流動資産の計が5,449万4,301円、建物、附属設備などの出資金を含めた固定資産が1,08

1万7,596円、繰り延べ資産が225万602円で、資産合計が6,756万2,499円となっております。

続いて、負債の部でございます。買掛金、未払い費用など、流動負債合計が3,599万3,802円、長期借入金の固定負債が1,428万円で、負債合計が5,027万3,802円となっております。

そして、その下の純資産の部でございます。資本金が2,050万円、繰越利益剰余金についてはマイナス321万1,303円ですが、前年より1,134万18円改善いたしております。なお、純資産合計は1,728万8,697円となっております。6ページに添付しております株主資本等変動計算書の純資産合計額と同額でございます。また、負債、純資産合計が、純資産合計額と同額の6,756万2,499円となっております。

2ページをお開きください。

損益計算書でございます。この表の右枠の上段に記載しております2億6,714万4,919円が、先ほど説明させていただきました売上高の合計で、対前年度比で1億3,261万741円の増となっております。また、同じ枠内の下段に記載しております売上原価は1億9,353万7,179円となっております。対前年度比で1億1,227万3,880円の増となっております。中枠の売上総利益金額は7,306万7,740円で、対前年度比2,033万6,861円の増となっております。

それから、販売費、一般管理費につきましては、6,218万9,313円となっており、前年度より330万9,204円の増額となっております。これは、フィエロの営業に係る経費によるものです。フィエロの開店につきましては28年度途中であったため、今回の報告については29年度1事業年度分に当たるための増額となっております。

売上総利益金額との差、1,141万8,427円が当期の営業利益金額となっており、前年より1,702万7,657円の増額となっております。営業利益金額に営業外収益の27万4,145円を加え、法人税等の営業外費用35万2,554円を差し引いた金額の1,134万18円が当期の純利益金額となっており、前年度より1,699万7,722円の増額となっております。

次に3ページをお開きください。

部門別の損益計算書です。物産館につきましては、純売り上げが9,001万3,3

57円で、売上原価が4,815万8,276円となっており、売上総損益金額が4,194万5,081円となっております。売上総損益金額から販売費及び一般管理費の4,832万5,216円を差し引きますと、営業損失金額がマイナス638万135円となり、営業損失金額に、4ページに記載しております営業外収益の27万4,118円を加え、法人税等の18万2,590円を差し引いた金額のマイナス628万8,607円が当期純損失金額となっております。前年度より477万2,097円の増とはなっておりますが、これは指定管理料を増額したことによるもので、昨年度も報告させていただきましたが、商品の充実を図り、10号線からの集客をするための手だて等を行う必要があると考えております。

次に、フィエロについてでございます。純売上高が2,469万3,061円で、売上原価が860万9,759円となっております。売上総損益金額が1,608万3,302円となっております。売上総損益金額から販売費及び一般管理費の1,386万197円を差し引きますと、営業損益金額が222万3,105円となり、同様の計算をさせていただきますと、205万3,168円が当期純損益金額となっております。

次に、ふるさと納税につきましては、純売上高が1億5,234万8,501円で、売上原価が1億3,676万9,144円となっており、売上総損益金額が1,557万9,357円となっております。同様の計算をさせていただきますと、営業損益金額と同額の当期純損益金額は1,557万5,457円となっております。

しんよしとみ街づくり有限会社総合計としての当期純損益金額は1,134万18円となっております。

次に、5ページをお開きください。

販売費及び一般管理費の科目別の明細になっております。先ほど説明させていただきました、前年度より330万9,204円の増額になっておりますので、御確認いただければと思います。

次に、6ページをお開きください。

株主資本等変動計算書でございます。当期の純利益金額1,034万18円を計上し、当期末の純資産合計が1,728万8,697円となっております。この計算書の数値を1ページの貸借対照表の右下、純資産の部に計上いたしております。

次に、7ページをお開きください。

お金の流れを明記したキャッシュフロー計算となっております。一番下に記載して

おります現金及び現金同等物期末残高が4,014万369円となっております。この金額が現金として使用できる金額となりますので、御確認ください。

9ページから11ページは、平成30年度の事業計画でございます。

町の農業振興の基幹施設としての物産館の立ち位置を再確認し、本来あるべき姿を求め、出荷品目の拡充に努め、集客の増と利益の確保を求めることを基本方針といたしております。

部門別では、物産館の物販事業としては、町内外を問わず良質の生鮮確保を図り、農産物直売所としての原点に戻り、お客様のふだんづかひの頻度を高めていくこととしております。

次に、10ページをお開きください。

特産物の開発事業として、ことしから収穫が見込める上毛町産のレモンの販売を促進し、イベント事業では広場を使ったマルシェ等、さまざまなイベントを開催することとし、認知度を高め、顧客の確保、獲得を図ります。その他の事業として、ホームページやSNSなどの情報メディアを活用し、発信力を強化することとしております。

次に、飲食事業、フィエロの関係でございます。季節ごとのさまざまなイベントを実施し、特に10号線からの視認性と夜間営業の周知を図るためのサイン設営の整備を行い、中津、豊前エリアの認知度を図り、売り上げ増を目指していくこととしております。

ふるさと納税につきましては、国の動向を注視しながら、寄附の多い時期に焦点を定め、新たな返礼品をリストアップし、ニーズに対応できる体制を整備することとしております。

また、その他の事業として、高齢者向け食品等宅配サービスモデル事業、大ノ瀬官衙遺跡を活用し、飲食施設等の利用率の向上を図り、前年度以上の収益を上げ、会社の安定的な経営強化を目指すことといたしております。

次に、12ページ、13ページは、平成30事業年度収支予算でございます。

初めに、12ページの収入の部でございます。

基本的には前年度の決算額を基準に算出したしております。まずは収入関係でございます。

1、売り上げ等収入です。その中の1、町外委託売り上げ1,100万円、2、生産者手数料1,500万円につきましては、昨年度、予算目標の5%を達成できた町外委

託売り上げにつきましてはさらに増額を目指し、達成できなかった生産者手数料については、生産者の拡充を図り、昨年度の目標を目指すこととし、予算計上をしているところでございます。3、仕入れ商品売り上げの800万円につきましては、29事業年度の実績によるものでございます。4、ふるさと納税売り上げにつきましては、年間売り上げを1億9,200万円と見込んでおります。利益として、返礼品の7%を利益率とし、1,344万円を計上いたしているところでございます。5、自販機手数料の250万円につきましては実績によるものでございます。合計しまして、売り上げ等収入について、4,994万円を計上いたしております。

次に、飲食施設収入でございます。フィエロの関係になります。予算計上につきましては実績に基づき、2,650万円といたしております。

3、その他の収入については、1、指定管理料850万円、2、委託管理料は、高齢者向け食品等宅配サービスモデル事業の委託料として100万円を計上いたしております。また、3、賃借料収入を300万円、4、雑収入を85万円とし、収入合計8,979万円を計上いたしております。

次に、13ページをお開きください。

支出関係でございます。

人件費につきましては実績に基づき、昨年度と同額の3,060万円を計上いたしております。管理費についても実績に基づき予算計上しておりますが、広告宣伝費については、先ほど事業計画で説明させていただきましたとおり、フィエロの国道10号からの視認性と夜間営業の認知向上のためのサイン設備を整備するため、40万円を増額させていただいております。管理費については3,271万円となっております。

次に、商品仕入れでございます。これは、フィエロの原材料費に当たるもので、原価率を30%とし、795万円を計上いたしております。

次に、融資返済額については、フィエロの開店時に借入れをした返済金として186万円を計上いたしております。

支出合計が7,312万円となっております。収支の差し引きによる利益見込み額が1,666万7,000円となる見込みの予算を組ませていただいております。

以上で説明を終わります。

○議長（安元慶彦君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）フィエロの売り上げが、最初見込んだよりも大分少ない形になっていますが、月に約200万円の売り上げで、利益について約200万円となっていますけど、これについては地域おこし協力隊の給料を払ったら、かえって赤字じゃないかなと思うんですが、この辺はどうですか。

○議長（安元慶彦君）企画情報課長。

○企画情報課長（堀 綾一君）議員の言われる考え方からいくとそういったことになろうかと思いますが、その点につきましては、30年度、その分を巻き返すということで、さまざまなことで対応していくというふうに考えております。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

宮本議員。

○11番（宮本理一郎君）この道の駅に関しては非常に問題点が多いということは先般から申し上げておりますが、フィエロとふるさと納税と、プロパー、物産館ですね。これを帳票上、用紙上は包含した形でこういうふうに見せていますから、私はふるさと納税、フィエロがピカピカ光って、プロパーの物産館の悪さというものがかき消されているような気がするんです。

ですから、例えばふるさと納税にしても、今後、将来を見通した場合、不確定要素が大きいと。フィエロにしては、今後、やはり同じような状況が考えられるというふうに思ったときに、プロパーの物産館に関してのてこ入れ策、事業計画を書いていますけれども、「本来あるべき姿を求め」なんて書いていますけれども、本来あるべき姿は、もう皆さん御承知であるべきはずだと思うんです。こういう生鮮産品を、特にスーパー道の駅というのは、生鮮産品を強化する以外、売り上げを伸ばす道はないと思いますし、地域の需要者に対しての一番のニーズは生鮮産品です。あとは雑貨売りだと思ってしまうんですけども。

その辺の品ぞろえ強化策を今後やっていかないと、中津の春夏秋冬（ひととせ）道の駅あるいはメタセの杜等々、競合が多いわけですから、先ほど、地元のレモンを強化すると言っていましたけれども、いろんなあの手、この手、同じようなことをどこの競合店もやっていますから。

私が町長に言いたいのは、ふるさと納税とフィエロの中にプロパーの物産館がどう

も悪さが見えにくいように隠されているような気がしてならないから、これは本体の物産館を強化することによって、余計ふるさと納税やフィエロが輝きを増すんですよ。だから、悪いところをこの二つで隠そうとすれば、いいところは余計縮減してしまうような気がします。その辺、町長どうですか。

○議長（安元慶彦君）町長。

○町長（坪根秀介君）まず、皆さんに御理解いただきたいのは、今回改革をしなければ、もう資本金はゼロになっていたんです。それをふるさと納税で盛り返して、今年度で資本金はもう完全に回復してしまうというところまで持ってきていると。倒産状態にあったようなところをまずは盛り上げているわけです。お金がなければ恐らく先の見通しなんて立てられようもないし、倒産ということになれば、もうほかのことをやらなきゃいけないというような状況でしたので。

それと、やはりそもそも、中津の、今、例を出されましたけれども、中津はJAが絡んでやっていますので、うちもそういうことからスタートすれば、これは安定した供給ができたと思うんですね。でも、スタート地点が間違っていたということは反省すべき点だと思いますしね。

これからは、そうは言っても、スタートしていますので、こういう状況で生産者もたくさんおりますし、そういう人たちにも売れなければ出さないというような悪循環ができていましたので、まず資本金を回復させたということは評価いただきたいというふうに思いますし、その先のことにつきましては、今、担当課も産業とも連携しながらしっかり考えておりますので、この先どうして行くかにつきましては、もう少し時間を見ていただきたいと思ってますし、確かに、本来の物産館というのがふるさと納税にごまかされてる、売り上げ全体で見ると一千数百万黒字になっていますので、そういうふうな見方もあるんだろうと思いますけれども、やはり生産者が伸びていかなければならないというのと、競合店がたくさんできましたので、やはりお客さん目線というのをしっかり考えて、何も無いときはとりあえず出せば売れてた時期もあるんでしょうけれども、今はワンストップでお客さんは買いたい人が多いので。肉がない、魚がない、野菜もばらばらであれば、それはお客が逃げるのも当然でしょうから、その辺もしっかり考えて、ただしてまいりたいというふうにしております。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

宮崎議員。

○6番（宮崎昌宗君）フィエロのほうなんですけど、私も個人的にときどき使ったり、いろいろして、大変おいしくてよかったなと思うんですけど、去年の今ごろ団体で使わせていただいて、12名ほどですけど、大変皆さん料理はおいしいと言うんですけど、やっぱりどうしても12名前後の団体になると、レイアウト的にちょっと厳しいなちゅうところが実感でした。そういった中で、駅長のほうにも、カウンターを例えば稼働式にして、夜は一体的に使えるようにしたらどうだろうかというふうなことを提案したら、「売り上げが伸びて稼いだら考えます」と言うておりました。

今回200万円ほど利益が出ていますので、ぜひもう少しレイアウトを見直して、夜のそういった団体、10名前後の方が団体で使うとか、そういうこともできるようになると、もう少し売り上げが伸びるんじゃないかなと思いますけど、どうでしょうか。そういった攻めの姿勢でやっていただければと思いますけど。

○議長（安元慶彦君）町長。

○町長（坪根秀介君）土地の使い方といいますか、やはり団体客をとるには厳しい、今、形状であると思いますし、その辺はしっかり考えていかなければならんというふうに思っていますけれども。

まず、先ほども質問が出ていましたが、フィエロが上毛町の農産物を使って宣伝してくれているんですね。だから、あそこで目には見えない部分で、直売所から購入したりとかいろんなPR、上毛産の野菜であるとか、そういうのを側面からアピールしていただいているということもありますので、そういうことも含めて、まだスタートしたばかりなので、もう少し時間を見てほしいというのが一つあるのと、それと、やっぱり最初はテイクアウト、これを展開していたので、これが展開できるようなことも今考えていますし、担当課が視認性を上げるということで、看板であるとかいろんなことも考えておりますし、また、あそこ自体が広いスペース、基礎が打てないという国指定の遺跡が出ているということもありますので、その辺も十分考えながら、うまい形で新しい企画の課長がいろいろ知恵を絞って今やっているところでありますので、1年間ゆっくり見ていただきたいと思います。

○議長（安元慶彦君）宮崎議員。

○6番（宮崎昌宗君）それと、予算のほうで広告宣伝費で国道10号線からの視認性向上ということで、これは大変大事なことですし、ぜひやっていただきたいんですけど、ただ、実際、今、10号線を通ると、10号線から何かごみがよく見えると。何か白

い棒がたくさん立っているなど思う。恐らくそれは蛍光灯の要らないやつを集めたやつと思うんですけど、道の駅としてみれば、10号線は裏手かもしれませんが、10号線から見たら顔なわけですから、もう少しその辺の意識ちゅうか、見られる意識を持って、そういったごみを置く場所とか考えていかないと、幾らきれいな広告を置いて、表から見るとちよつとごみ屋敷っぽく見えるので。ぜひその辺のことも広告を置くだけじゃなくて、整理整頓の意識というのもつけていただければと思いますけど。

○議長（安元慶彦君）企画情報課長。

○企画情報課長（堀 綾一君）その点につきましては、指定管理を任せております会社のほうに十分指導させていただきまして、改善を図っていきたいと思っております。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）4点ほどお伺いいたします。

まず、事業内容はともかくとして、29年度は収支で黒字を上げたということは、評価できると思います。

まず最初の1点目ですが、ふるさと納税が、29事業年度は、28事業年度と比べ、大幅に売り上げが伸びているが、その要因はどこにあると考えているのかお尋ねいたします。

2点目に、フィエロの客数ですが、28と29事業年度、それぞれ幾らか。

それから3点目、生産者手数料収入が年々減っているようですが、どのような対策を講じてきたのかお伺いいたします。

4点目、全体の客数ですね。28事業年度と29事業年度の客数をお伺いいたします。

○議長（安元慶彦君）企画情報課長。

○企画情報課長（堀 綾一君）まず、ふるさと納税の関係であります。精肉あたりの関係で売り上げが大きく伸びておると。お肉の関係ですね。肉の関係で伸びております。

それから、フィエロの客数でございますが、28年度につきましては、6カ月間の営業でございましたが1万636人。これはレジを通過した人数になります。それから、29年につきましては1万5,068人となっております。

それから、手数料収入の減少に対する対策としましては、まず、上毛町の生産者の方にお声かけをして、より多くの製品を出荷していただくことが一番のこととおっておりますので、その点につきましても、ほかに類似する直売所等があります。そことどういったところが違って、どういった形で減っているのか、そこら辺を再度分析し直して、新たに生産者の確保を図っていきたいというふうに考えております。

最後に、28年度と29年度のお客さんの数ですが、物産館につきましては、28年度が、これもレジを通過した人数となりますが15万7,015人。29年度が14万5,313人ということで、1万1,702人減少しているという結果が出ております。

○議長（安元慶彦君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）ふるさと納税ですが、大幅に伸びた理由は肉を挙げているようですが、昨年は肉を扱っていなかったのかどうか。それから、私が聞いた範囲では、尻高の米がかなり取り扱われたと聞いていますが、数量的に100俵だと聞いていますが、どうなんでしょうか。

それから、生産者の手数料の収入が少なくなっていますけれども、どうしたらいいかということで、この対策は非常に難しい問題だと思いますけれども、今の過当競争の中で、やっぱりおいしいものを、大分県の直売所などでは数量的には圧倒的に向こうのほうが多いわけですから、競走ではなかなか勝つということが難しいと思いますけれども、農産物としてはおいしいものをつくれれば私は売れると思いますので、やっぱりそこらあたりこの地域を生かした高冷地の野菜をつくるとか、そういう形でいけば売り上げは伸びるのではなかろうかなと思いますけれども、その辺の御検討もお願いしたいと思います。

○議長（安元慶彦君）総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）先ほどのふるさと納税の部分、肉類等の販売は昨年28年度も行っておまして、ただ、町全体での認知度、ふるさとチョイス等での認知度が上がってきた部分で、全体的に売り上げが伸びたと。それから、米については、ある特定の個人が特定されますので、その売り上げ等の公表は控えさせていただきます。

○議長（安元慶彦君）荒牧議員。

○4番（荒牧弘敏君）そして、1ページの貸借対照表の長期借入金の1,428万、これについての件数というんですか、口数というんですか、1件だけかということと、あ

と、どのぐらいまでの返済期間があるかということ、それから、計画のところ、どのような形が本来あるべき姿かを簡単をお願いします。

そして、給与のところ、実績が1,543万2,000円ですけど、計画につきましては29年度、30年度、1,650万というような計画を立てておりますが、この差はどういうことかを教えてもらいたい。

そして、お客さんの来ているところで、県内、県外、または町内、町外、それから、また何回目のリピーターが来ているのか、そういうところを調べているのであれば教えていただきたいと思います。

○議長（安元慶彦君）企画情報課長。

○企画情報課長（堀 綾一君）まず、貸借対照表の1ページの長期借入金でございますが、これはフィエロ開店時に1,800万円借りております。10年間で返済をするということになっておりますので、一つの借り入れということになっております。

次の本来あるべき姿ですが、やはり直売所としては、町の産業振興も踏まえたところで、町でとれた生鮮物を直売所で販売すると、そういったことを基本として、その点に戻って、まず考えていきたいというふうに考えております。

済みません。給料の差については私のほうでちょっと把握できないんですが、再度教えていただきたいと思います。

それから、県外、県内、町外、町内というところについては、把握いたしておりません。

○議長（安元慶彦君）荒牧議員。

○4番（荒牧弘敏君）そしたら、直売所としては、県内外のお客さん、または町内外のお客さん等を今後調べていただき、直売所への今後の売りに役に立ててもらいたいと思います。

それから、出資金の件ですけど、各企業さんから出資していただいていると思います。そして、各企業会計のほうで2年続けて出資会社が欠損、赤字を出せば、各企業減損会計をする決まりがあります。そうした場合、今、JAのほうで総代会資料が配られていると思います。そういう中で、しんよしとみの街づくり会社にJAも出資しております、減損会計で七十数万の減損をしております。そして、残りが実質二十数万の出資金の残となっております。

このことについて、一応、京築地区全部の組合員さんに総代会資料が配られますの

で、しんよしとみ街づくり会社に100万円JAは出資していますが、減損されたということは、幾らV字回復をしても、一度減損されたものはもとに戻りません。そういうことを頭に入れて、また、どういうふうな対策がいいのかを検討してもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（安元慶彦君）町長。

○町長（坪根秀介君）その件につきましては、ずっと資本金が減っている状況でございましたので、役員会のときに、役員さんにこのままでは平成29、30年度には資本金はゼロになりますよということも説明していますし、皆さんで支えてくださいということも再三言っているつもりなんですけれども、たまたま今回ふるさと納税でV字回復ということがあったものですから、幾らか安心をされているのかもしれませんが、その以前はもっと、昨年ですと500万ぐらいだったわけですし、本当に今年度29年度で恐らくもうゼロになっていたはずなんです、これ。ですから、その辺は役員会でも今までも言い続けていますけれども、これからも言い続けていかなければならないなと思っているところでございます。

○議長（安元慶彦君）荒牧議員。

○4番（荒牧弘敏君）それでは、総代会資料の附属明細に街づくり有限会社が常に減損会計で出てくるんで、それを総代会資料から減損の部分のをのけるような格好はどうかできんのかを今後企業会計のほうで努力するといいますか、どういうふうにかしてからマイナス部分を。京築全部の組合員さんがしんよしとみの街づくり会社を赤字かというようなことで見ていると思うんです。

通常この決算書類は見ません。それと、あと銀行関係、それから一般の企業関係のほうもそういうような決算会計をしていると思うんですが、それに対しても京築地域の組合員さんは見ませんので、農協の決算関係の附属明細書に多分これがずっと残っていくんで。ある会計の処理方法があれば、100万に戻すような会計方法を検討していただきたいということです。

○議長（安元慶彦君）企画情報課長。

○企画情報課長（堀 綾一君）JAさんが減損措置をされた経緯につきましては、平成28年度時点での1株当たりの純資産額が1万4,508円となったことに伴いましてされたことと思います。

29年度事業、先ほど説明させていただきましたとおり、収益も上がっております

ので、1株当たりの純資産額が4万2,167円まで回復させております。もちろん、30年度の事業計画どおりに運営をしていきますと、当初の5万円には回復することとなると思いますし、しなければならぬと思っております。そういった中で、会計のほうとも相談しながら、そういったことが解消できるのかどうか検討させていただきたいと思っております。

○議長（安元慶彦君）三田議員。

○8番（三田敏和君）1点だけ質問させていただきたいと思えます。

先ほど物産館フィエロの集客数が答弁されましたが、フィエロができて1年半で、もちろんフィエロで物産館の野菜等を使っていたら、トッピングしていただいて、PRもしていただいているちゅうのはとてもよくわかって、その辺が集客数に反映されているのかなど。要するに、動線ですね。人の流れが物産館として1万人ぐらい減っていると。フィエロとしては、半年、1年以内で5,000人ぐらいふえている中で、その動線として人の動きがフィエロをつくった中で生きているのかどうか、そこをどのように分析されていますか。

○議長（安元慶彦君）企画情報課長。

○企画情報課長（堀 綾一君）先ほど説明させていただいたとおり、物産館自体の客数が一万一千ほど減っております。それに伴いまして、フィエロのほうの集客も減っているということも考えられますので、まず、あの道の駅の中にお客さんをお呼び込むことが一番大切なことではないかということをお考えをしまして、10号線からの視認性を高めるための看板等の設置をお考えているところでございます。

まず、売り上げ等を上げるためには集客を図るということをお、そのためにも販売品の充実を図るということで検討させていただきたいと思っております。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

岩花議員。

○1番（岩花寛之君）済みません。ちょっと長くなっているんですけども、5点ほど質問があります。

まず1点目、30年5月29日に総会を開かれているということなんですけれども、その総会の際に株主さんのほうから何か質問事項があったかどうか、その内容がわかれば教えていただければと思います。

次に、損益の計算書なんですけれども、計算書については、前年度、増減の大きな

項目があるかと思うんですけれども、それに対して大きな項目だけで結構ですので、説明いただければと思います。

それから3点目。部門別の収益の計算書ですけれども、それを見ると、物産のところで昨年度1,100万ぐらいの赤字から今年度は600万ほどの赤字になっていますので、500万ほど収益は改善していると思います。

ただ、500万というのは、指定管理料の増額をちょうど500万ぐらいされているかと思うので、それからすると、そこまで予断は許さないのかなというふうに思っているんですけれども、そういった要因のところに関して、もしわかればまた教えていただければというふうに思っています。

次に、4点目が予算書なんですけれども、この予算書はどこ部署というか、道の駅のほうでつくられているかと思うんですけれども、どういった感じで作られて、町としてどういうふうにかかわってこれを決定されているのかと思います。

というのが、前年度の予算に対しての決算を踏まえて今年度の予算を立てられているんじゃないかと思うんですけれども、収入の部分のところとかが町外の委託の売り上げとかだったりとか、仕入れの商品の売り上げとか、何て言うんですかね、損益の計算書の項目とやっぱり若干ずれがあったりしてるかと思うんで、その辺が予算でしか平成29年度と30年度は比較できませんので、その辺の実績というか。要は決算というところがわからないと、いいのか悪いのかというのが、ちょっと判断しかねるなと思ってます。

最後の5点目ですけれども、ふるさと納税の利益率なんですけれども、昨年度5%で計算しているのを今年度7%で予算組みをされているんですけど、その辺の理由というか、教えていただければと思います。

ちなみに、前年度、比率からすると、7.8%の5%、最低利益率ということで5%で計上しているんですけど、今年度は10.2%あるんですが、それを7%で、予算というか収入のところを充てているんですけれども、決めている経緯というか、その辺を教えていただければと思います。

○議長（安元慶彦君）町長。

○町長（坪根秀介君）私からは最初の株主総会でどういう話が出ているかということについて申し上げたいと思いますが、先ほど荒牧議員の質問のときにも触れましたが、これまでも、このままでは潰れますよということはいい続けてますが、意見出ないん

ですね。

というのは、やっぱり株主を求めるときに、お友達じゃないですけども、そういう形で入っていただいている部分があるので、皆さんそういうときに来るだけで、利用もしてください、よろしく願いますと、一生懸命訴えてようやく来てくれるというような、そういう状況なので、余り関心がないということもいかなのかなと思っておりますし、それにつきましても、ようやくこういう形で盛り返すように今進んでいこうとしていますので、これからまたいい方向で連携できればなというふうに思っているところでございます。

○議長（安元慶彦君）企画情報課長。

○企画情報課長（堀 綾一君）議員の言われました損益計算書における項目と、予算項目との比較がしづらいという点についてでございますけれど、損益計算書では、収入の部の生産者手数料については、生産者手数料ということで同じ項目に上がってきておりますが、町外売り上げの分につきましては、委託売上高から委託仕入高を引いた金額ということになっておりますので、その辺で予算書と損益計算書のほうはリンクさせた上で予算計上しているということになります。

それから、予算につきましては、基本的には会社のほうで予算作成をしているものでございますが、町としましても、中身のチェック、売上高の実績等に基づきまして、まだ伸ばせるところは伸ばす、については厳しく見て、そういった助言はさせていただいた経緯がございます。

ふるさと納税の返礼品の収益率の7%につきましては、リストアップする上で商品によって若干の差が出てくるということもありますので、そういったところで7%と定めさせてもらったと聞いております。

○議長（安元慶彦君）もうみんな答弁終わったんかいな。

岩花議員。

○1番（岩花寛之君）予算の部分はわかりましたけど、損益の計算書の決算書についての前年度との比較で、大きい、100万円以上ぐらいで違っているところの説明をというところだったんですけども。済みません、具体的に言ったほうがいいですね。

一番大きいのは、生産者の手数料収入が160万下がっているかと思うんですけども、4年ぐらい前から、僕が資料をいただいているところからずっと推移をとらせていただいているんですけども、それから見ても、やはり600万ほど落ちている

んじゃないかと思imasuので、そういったところは、済みません、先ほどの茂呂さんの質問のところにありましたので結構です。済みません。

○議長（安元慶彦君）答弁は。

総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）生産者の手数料は年々減ってきている部分は、重々承知しています。昨年度の比率だと160万ぐらい下がっています。それは申し上げたとおりです。あえて企画情報課長が申し上げたように、原点に立ち返ると。要するに、町内の方からしっかり出荷品を出してもらうような体制づくりを再構築するんだという思いを御理解いただければと思います。

○議長（安元慶彦君）いいですか。

○1番（岩花寛之君）はい。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで質疑を終わります。

以上で本件の報告を終わります。

○議長（安元慶彦君）日程第9、議案第29号、専決処分の承認を求めることについて（上毛町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（堀田京介君）それでは、議案第29号について説明いたします。

専決処分の承認を求めることについて、上毛町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

平成30年6月5日提出。上毛町長、坪根秀介。

理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、これに準じて本町税条例の一部を改正する必要が生じたため、専決処分をしたものでございます。

次のページをお願いします。

専決第2号、専決処分書をつけております。平成30年3月31日に専決したものと

でございます。

次のページをお願いいたします。

このページから、上毛町条例第9号、上毛町税条例の一部を改正する条例を記載しておりますが、改正内容の項目が多くありますので、お手元のほうにお配りしております6月議会説明資料のほうで概要を説明させていただきます。

6月議会説明資料の1ページに、税条例の一部改正の内容（専決処分）の説明がございますので、これに沿って説明させていただきます。

まず、この改正条例ですが、今回、地方税法の改正のうち平成30年4月1日施行分のみ専決処分させていただいています。

まず、固定資産税の負担調整措置の延長ですが、税条例では附則第11条から15条が該当箇所になります。これは土地に係る負担調整措置下落修正等の措置等を再度3年間延長するものでございます。

続いて、わがまち特例に特定再生可能エネルギー発電設備等の特例を追加ですが、項目が多く、わかりやすく説明しますと、まず、今回の改正は二つの区分に分けられます。

一つ目が、津波防災地域づくりに関する法律に基づく改正で、税条例では附則第10条の2第6項から第10項の5項目が該当箇所となります。これについては、津波災害警戒区域の指定を受けた場合、市町村は避難施設等の指定が可能となりますが、その避難用部分等の課税の特例を規定したものです。しかしながら、上毛町については、津波災害警戒区域の区域外となっております。

なお、警戒区域については、県がことし3月30日付で警戒区域の指定をしており、主に海岸部に隣接する市町村となっております。

二つ目が、特定再生可能エネルギー発電設備の関係で、税条例では同条の第11項から第20項の10項目が該当箇所となります。これについては、特定割合を見直した上で、新たに適用区分を追加し、期限を2年間延長するものとなっております。

区分は、太陽光、風力、バイオマス、地熱、水力の発電設備で、各2区分の合計10項目が規定となっております。

また、太陽光については、以前より「自家消費型設備に限る」となっており、一般的な固定買取価格制度の認定を受けたものについては対象外となっておりますので、上毛町では現状において該当する設備は確認できておりません。なお、太陽光以外の

発電設備については、逆に、固定買取制度の認定を受けているものが該当要件となっています。なお、各項目の特定割合は地方税法に規定する参酌する割合で規定しております。

続いて、改修実演芸術公演施設の固定資産税の減額の申請書記載事項でございますが、税条例では附則第10条の3第12項で規定しています。これは、文部科学省の認定を受けた主に実演芸術の公演等を行う劇場等でバリアフリー等の一定の改修工事を行った場合に、課税の特例を受けるための申請手続を規定したもので、これについても上毛町では現状において該当施設は確認されておりません。

続いて、法人町民税の特措法第66条の7等の規定の適用を受けた場合の規定ですが、税条例では48条第2項及び第3項が該当箇所となります。これは租税特別措置法第66条の7等に該当した場合に、法人住民税の法人税割額からその金額を控除する規定です。

なお、法人町民税については、国の法人税申告書をもとに計算されるため、それにあわせて改正されるものです。

続いて、法人町民税の延滞金の除算期間についての規定ですが、税条例では第52条が該当箇所となります。これは申告後に減額更正され、その後、さらに増額更正された場合に、その延長された納期限までに納付がされた場合に、その納付までの期間の延滞金を計算期間に含めないとする規定でございます。なお、増額の更正決定がされた場合、税務署の更正通知から1カ月後が納付期限となっています。

他の修正箇所については、地方税法等の変更に伴う条ずれ等の規定の整備、文言修正等がございます。

以上、概略ではございますが、税条例の一部改正について説明を終わらせていただきます。

○議長（安元慶彦君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(安元慶彦君) 全会一致。よって、議案第29号、専決処分の承認を求めることについて(上毛町税条例の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認することに決しました。

○議長(安元慶彦君) 日程第10、議案第30号、専決処分の承認を求めることについて(上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長(堀田京介君) それでは、議案第30号について説明いたします。

専決処分の承認を求めることについて、上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

平成30年6月5日提出、上毛町長、坪根秀介。

理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、これに準じて本町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、専決処分をしたものでございます。

次のページをお願いします。

専決第3号、専決処分書をつけております。平成30年3月31日に専決したものでございます。

次のページをお願いします。

このページから、上毛町条例第10号、上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を記載しておりますが、6月議会説明資料のほうで概要のほうを説明させていただきます。

先ほどの6月議会説明資料の1ページ下部に国民健康保険税条例の一部改正の内容(専決処分の説明)がございますので、これに沿って説明させていただきます。

まずは、課税限度額の引き上げですが、条例では第2条及び第23条が該当箇所となります。

これは、基礎課税額に係る賦課限度額の上限を54万から58万と4万円増額するもので、基礎課税額とは、国民健康保険税の中では医療分ということを示し、平成28年度に2万円増額されていますが、今回さらに増加となっています。

続いて、減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更ですが、条例では第23条が該当箇所となります。

これについては、物価上昇などの影響で、これまでの軽減対象者が外れてしまわないように、経済動向も踏まえた上で、5割軽減と2割軽減の軽減判定基準を引き上げられています。

変更については、昨年に引き続き、5割軽減については、加入者1人当たり5,000円の増、2割軽減については、加入者1人当たり1万円の増となっています。増となる軽減判定の基準を引き上げているものです。

以上、概略ではございますが、国民健康保険税条例の一部改正について、説明を終わらせていただきます。

○議長(安元慶彦君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

茂呂議員。

○10番(茂呂孝志君) 限度額の引き上げと軽減税率の改正、いずれも増税になると思いますが、幾らの増税を見込んでいるのかお尋ねします。

それから、専決処分を行った理由ですが、どのような基準に基づいて行ったのか。専決処分する基準があると思うんですが、どのところを基準にして専決処分を行ったのか、お伺いいたします。

○議長(安元慶彦君) 税務課長。

○税務課長(堀田京介君) まず、対象者なんですけど、賦課限度額の引き上げの対象者ですが、これは毎年課税した時期によって対象者が変わるわけなんですけど、平成29年度実績では4名ですね。金額についてはちょっと待ってください。4名で、金額については100万程度ですね、限度額に該当した人ちゅうのが。

軽減判定のほうですけど、これについては、5千円、1万円という変更になりますので、実際、全て税金のほうの計算を再計算してみないと、実際の反映する金額とかいうのは現在つかめてない状態にあります。

それとあと、専決処分ですけど、地方税法で、一応、限度額の引き上げとかいう形になっておりますので、それに基づいてされた国民健康保険税条例についても、それに基づいて改正するものとなっています。

○議長（安元慶彦君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）専決処分を行った理由ですが、専決処分できる場合があると思います。それは議会が成立しないときとか議会を開くことができない、また、緊急を要するとか、こういうのがあると思いますが、どの部分に当たるのか。町長にお伺いいたします。

○議長（安元慶彦君）総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）当然、いとまがない部分と不利益等がこうむらない部分でありますので、専決処分いたしましたということです。

○議長（安元慶彦君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）国保税の納期の通知は、第1期が7月1日ですよね。ですから、この6月議会でも間に合うと思うんですが、なぜ専決処分を行ったのか、お尋ねいたします。

○議長（安元慶彦君）税務課長。

○税務課長（堀田京介君）限度額の引き上げについては、不利益な処分のほうになりますので、今回議会で遡及して4月1日施行という形で条例を提出した場合は違法になると思われます。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）この条例改正は一部増税になるところがあるので、反対いたします。

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（安元慶彦君）起立多数。よって、議案第30号、専決処分の承認を求めることについて上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり承認することに決しました。

○議長（安元慶彦君）日程第11、議案第31号、専決処分の承認を求めることについて（平成29年度上毛町一般会計補正予算（第11号））を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）それでは、議案第31号について御説明いたします。

議案第31号、専決処分の承認を求めることについて、平成29年度上毛町一般会計補正予算（第11号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成30年6月5日提出、上毛町長、坪根秀介。

理由でございますが、平成29年度の上毛町一般会計収支見通しにより、ふるさと応援基金及び公共施設整備基金への積み立てを行う必要が生じたため、専決処分をいたしましたものでございます。

次のページに専決処分書、また、その次のページに上毛町一般会計補正予算（第11号）を添付いたしております。御参照いただきたいと思います。

今回の補正の専決につきましては、従前の議会でも御説明をいたしておりますふるさと納税に係る寄附金や積み立ての補正とともに、平成30年2月5日に開催されました副市町村長財政担当課長会議において県より指摘のありました基金の積み立てのありように基づきまして、今後の収支見込みと照らし合わせて、特定目的基金に積み立てるために行ったものが大きな理由でございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,270万円を追加し、歳

入歳出予算の総額を61億8,978万7,000円とするものでございます。

それから、第2条による地方債補正は第2表の地方債補正によるものでございます。

5ページをお願いいたします。

第2表の地方債補正でございますが、市町村支援課よりの指摘によります合併特例債の対象事業費の変更による部分で、限度額を1億2,100万円から1億1,400万円に減額するものでございます。

次に、予算書の6ページをごらんください。

今後の収支見込みにより、各歳入項目におきまして増額を補正をいたしております。ふるさと応援基金につきましては、最終的に12億500万円となっております。子ども・子育て支援交付金とさきで御説明いたしました特例債で減額をいたしておるところでございます。

歳出について御説明いたします。

21ページをお開きください。

まず、開発交流推進費で、地方債変更に伴う財源変更を、それから、ふるさと納税推進員におきまして、委託料の減額9,150万円を行っております。これは寄附の時期等により、返礼品の発送が4月以降になっておりますので、4月以降の支出分を減額して次年度から支払うという部分のための減額でございます。

それから、22ページが県費補助金の減額による財源変更でございます。

23ページ、基金の積み立てとして公共施設整備基金に1億3,770万円、ふるさと応援基金に1億1,650万円を積み立てる予算となっております。

説明は以上でございます。

○議長（安元慶彦君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）19ページ、16款1項1目寄附金2,500万円計上されておりますが、いつからいつまでの寄附金収入なのか、お伺いいたします。

それから、21ページですが、2款1項12目開発交流推進費、当初の地方債700万円を一般財源に財源変更しているようですが、その理由をお尋ねいたします。

以上です。

○議長（安元慶彦君）総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）まず、ふるさと寄附金につきましては、あくまで年度内の見込みで1億2,500万円を見込まれましたので、2,500万円を追加いたしているところでございます。

それから、開発交流推進費の減額でございますが、当初、東側の一部岩撤去等も対象事業と考えておりましたが、まだ計画等がある土地ではございませんので、その部分は外したほうがよろしいんじゃないかという指摘を受けまして、今回減額をさせていただいたということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全会一致。よって、議案第31号、専決処分の承認を求めることについて（平成29年度上毛町一般会計補正予算（11号））は、原案のとおり承認することに決しました。

○議長（安元慶彦君）これから議案の委員会付託を行います。

6月1日、議会運営委員会の協議結果を運営資料として配付しておりますが、運営資料の3ページ、委員会付託表をごらんください。

付託案の朗読に際しても、議案名の朗読は省略します。

議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第39号、議案第40号の5件は、総務、産業・建設常任委員会へ。

議案第35号、議案第36号、議案第38号、議案第41号の4件は、文教・厚生常任委員会へ。

議案第37号は、予算決算常任委員会へ、それぞれ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

○議長(安元慶彦君) 続いて、各常任委員会の開催日についてお諮りいたします。

運営資料4ページ、委員会日程表をごらんください。

各常任委員会の開催日は、議会運営員会で決定いただいた日程のとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会の開催日は、運営資料、委員会日程表のとおり開催することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会します。御苦勞でした。

散会 午前11時52分

平成30年6月5日